

東日本大震災の教訓を生かすことを求める意見書

東日本大震災から4年が経過しました。今なお23万人もの被災者が応急仮設住宅や借り上げ住宅などで不自由な避難生活を強いられています。震災関連死が被災3県を中心に3194人、うち茨城県内でも41人にも上っています。福島原発事故と東海第2原発への不安から、県外に避難する県民も多く、不安は続いています。さらに、県南をはじめ数多くのホットスポットも残されています。

アベノミクスのもとで、円安と物価値上げ、公共事業のバラマキ、消費税増税など、国民負担増と被災地での建設費高騰が続いています。多くの国民が、「景気は改善していない」「暮らしはたいへん」と思う根底に、こうした国の施策があることはあきらかです。

いま、国民の命と財産を守るという政治の使命が問われています。すべての被災者の生活と生業を再建するまで必要な公的支援をおこなうことを、復興の基本原則にすえることが求められています。

政府は東日本大震災の「集中復興期間」を2015年度までとしています。期限を切らず、必要な財源を確保し、住宅再建や被災者支援を、地方の判断で行えるようにすることを強く求めるものです。

1. 被災者生活再建支援法を抜本的に拡充し、支援金を当面500万円に増額するとともに対象を半壊などに広げること。災害救助法にもとづく応急救助を、被災者の生活と生業の再建に結びつくよう充実させること。
2. 安倍政権の「福島切り捨て」を許さず、完全な賠償と徹底した除染を東電に求めると同時に政府としても対応すること。実態被害・風評被害や、子どもたちの健康被害に徹底した対策をはかること。
3. 災害の危険を無視した開発行為の規制など、経済効率優先でなく防災を重視したまちづくりをすすめること。学校や病院・社会福祉施設、大規模集客施設などだけでなく、全ての住宅の耐震診断・耐震補強を促進すること。
4. 地域防災計画を見直し、高齢者や障害者、住民の安全な避難など防災対策を強化すること。
5. 地震・津波や気象の観測・監視体制をいっそう強化すること。地方自治体の避難情報の伝達を的確に行えるようにするため、気象現象・放射能情報などの相談機能の確立・強化をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。